

第八部

(四四三)

第一回 参議院労働委員会会議録第十六号

付託事件

○職業安定法案(内閣提出、衆議院送付)

○労働基準法の適用除外規定設定に関する陳情(第二百五十二号)

○失業手当法案(内閣送付)

○失業保険法案(内閣送付)

○企業再建整備その他に関する陳情(第三百四十三号)

○労働基準法第四十條の特例に関する陳情(第三百四十四号)

○労働者教育充実に関する陳情(第四百四十五号)

○積雪寒冷越冬手当即時支給並びに越冬衣具特別配給に関する請願(第四百五十一号)

○税務職員の特遇改善に関する請願(第四百五十一号)

昭和二十三年十一月四日(火曜日)午後一時四十一分開会

○委員(原虎一君) お待たせいたしました。それでは委員会をこれより開会いたします。本日は去る十月三十日に衆議院から参議院へ送付になりました職業安定法案が即日本委員会に付託されたのであります。予備審査を続けて参つておりましたが、衆議院で修正された箇所を御報告申し上げたいと思

います。法案の第十二條、十ページの終りの行でございす。原案には「労働者を代表する者及び雇用主を代表する

者は、各々同数とする。ここに「職業安定委員会の委員のうち一名以上は女子でなければならない。こう入るわけでありす。それから二十條に参ります。二十條、十五ページの中程に「(争議行為に対する不介入)」というのがあるが、これを「労働争議」に

対する「不介入」と、字句の修正として「争議行為」が「労働争議」になり

ます。二十條をばつ／＼読んで参ります。公共職業安定所は、争議行為に

おける」とございす。所が「労働争議に對する」と直るわけでありす。

労働争議に對する「中立の立場を維持するため」とこれは原文の通りでありす。そこから又違つて、「同盟罷業又は

作業所閉鎖の行われている事業所に」となつております。そして原文の

「現に争議行為が発生し」云々から次の行の「業務の部門に」までを消して

頂くわけでありす。そして「求職者を紹介してはならない。こうなり

ます。もう一度二十條の第一項の修正された分のみを讀んで見ます。公共職業安定所は、労働争議に對する中立の

立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に、求職者を紹介してはならない。こうなり

ます。次の行は全部消して、改まつて、ばつ／＼讀みますから御記入願ひたいと思ひます。

○堀末治君 削除ですか。

○委員(原虎一君) 全部これが変わるわけでありす。修正されたわけでありす。修正された分を讀み上げま

す。前項に規定する場合の外、労働委員会が公共職業安定所に対し、事業所において、同盟罷業又は作業所閉鎖に至る虞の多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することに

よつて、当該争議の解決が妨げられることを通報した場合においては、公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない。但し、当該争議の発生前、通常使用されていた労働者の員数を維持するため必要限度まで労働者を紹介する場合は、この限りでない。又は第三十三條の六行目で

ありますが、第三十三條はやはり「争議行為」が「労働争議」になります。四十二條の二行目の「争議行為」がやはり「労働争議」と修正されてお

ります。最後の附則で「この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。こう改めるわけでありす。修正

は以上の通りでありす。これに基いて御意見の開陳を願ひたいと思ひます。

○竹下豐次君 三十三條をもう一遍

○委員(原虎一君) 三十三條の「争議行為」が「労働争議」になるわけでありす。

○竹下豐次君 三十三條はないのじやないですか。

○委員(原虎一君) 三十三條は間違

いでございす。四十二條の見出しに

なるわけでありす。四十二條の見

出しで「労働条件等の明示」この次の

「争議行為」が「労働争議」に改まる

わけでありす。從つて四十六條の見出しがやはり「争議行為」が「労働争議」に変わるわけでありす。

それからいま一つ申落しましたが、三十三條を御覧願ひたい。労働大臣が前項の許可をなすには、予め中央職業安定委員会に諮問しなければならぬ。それから又ここに新しく次のように書き加えて頂きます。「但し、労働組合法による労働組合に對し許可をなす場合には、この限りでない。これだけ附加されたわけでありす。以上の通りでありす。直ちに御意見の開陳を願つた方がよろしいと思ひます。別にございせんか。

○堀井伊介君 三十五、三十六條で、これは予備審査のときにお伺ひしたのですが、地方の実地視察に参つて見ますと、やはり通勤地域内のものでも安定所に募集の要綱を通報して貰いた

い。でないと本當の労働力需給情勢がはつきりしないので、面倒でもあらうが、そういうことにして貰つたら誠に仕合せだということでありすが、考慮する余地がありますか。そういう意見を採用しますか、どうか。

○委員(原虎一君) 只今の御意見につきましては、この前予備審査中にもいろいろ御意見の交換があつたわけでありす。尙それについて政府が今まで取り来りましたことにつきましても答弁があつたわけでありすが、大体今回は、結論を先に申し上げます。法を修正するよりも、一應附帯決議と

のであることを了解し難い。今後は労働安定所の名称を使用することなく、日傭職業安定所なる名称を使用すること。而して日傭職業安定所の事務は性質上早朝出勤、夜間勤務が多く現金の取扱いも多額に上る現狀に鑑み、特にその職員の待遇改善に留意すること。

三、職業選択の自由によつて今後危険その他これに類する職業を忌避し、これがため総合産業の興隆に支障を招く虞れがある。従つてこの種の職業を選択する者に対し政府はおのずから特別の優遇措置を採り若しくは求人者に対してこれを採らしめること。(法第二條)

四、職業安定所は婦人求職者に対する窓口を全然別個にし特にその専任婦人職員の年齢経験に注意すること。更に婦人求職者の特に多数と認められる地域においては特別の婦人職業安定所を設けること。

五、同盟罷業又は作業所閉鎖が行われた場合(法第二十條)、事業主は職業安定所に対しその事実を通報するよう政府において実際上の措置を講ずること。

六、通常通勤することが出来る地域内からの新聞紙その他による労働者の募集に対しても(法第三十五條)、職業安定所は募集を行う者に対し緊密の連絡をなし当該募集の事実を知り得るよう適當の措置を講ずること。

七、職業補導所の拡充を図り、補導所長、指導員の地位、待遇の向上に努むると共に補導所に対する資材の割当、道具の完備等に遺憾なからしめること。

八、無料の労働者供給事業を行う者が(法第四十五條)組合の書記局職員となるなど脱法行為によつて事実上中間搾取を行うことを嚴重に取締り、その根絶を期すること。

○委員長(原虎一君) それでは第一から順序を遂げて審議をお願いしたいと思います。第一についてはいかがでございますか。

○姫井伊介君 「職員」という所ですがこれは國家公務員法が出ました、それに即應して公務員とする必要はないでしようかということ、二行目の「精神を十分に正解せしめると共に、これに十分なる予算」というところで、「これに」というのが明確を欠くようじやないでしようか。これに十分なる」というのは、どれを受けるかということですね。だから、むしろ「精神を十分に正解せしめると共に、施設の改善、若し「職員」を「公務員」とするならば、公務員の待遇向上を図るため十分なる予算を計上する等政府はよろしく最大の努力を以てこれに善処すること」とした方が意味がよく分るんじゃないでしようか。

○委員長(原虎一君) 他に御意見ございませんか。他に御意見ございませんか。他に一度姫井委員の修正の御意見を述べ願います。

○姫井伊介君 「職員」を「公務員」とするというのはどうですか。これを一つお諮り下さいませんか。今までは皆「職員」と書いてありますね。併し公務員法が通過した以上はどうなんでしょうね。

○委員長(原虎一君) ちよつと政府委員にお聴きしますが、今の姫井委員の御意見のように、公務員法は通過いた

しましたのですが、この職員と公務員とはどういふ関係になりますか。法案に使つておるものは全部「職員」と使つておるようですが……。

○政府委員(上山顯君) 特に研究したわけではございませんが、職員でもいふのじやないかと思つております。

○小川久義君 この職業安定所の職員だけは殊更優遇しなければならんという決議がどうもおかしいのじやないかと思ひます。他の公務員にしましてもその中に包含されるとすれば尚更そうです。附帶決議を以て優遇しろということが他との均衡上よろしくないのじやないかと思ひますが、その点どうですか。

○委員長(原虎一君) これはまあ何と申しますか、民主主義國家になれば當然なことでありますが、今までのからいいますと非常なサービス機關で、そのサービス機關に拘わる者をその意味において多少優遇しなければいかんという意味であります。特にということになりません。それは語弊があるかも知れませんが、「職員」をいかにござい

ましようか、やはり「公務員」に直すということになりまふと、法案は皆「職員」を使つておるようですが……。

○岩間正男君 その「職員」の方はそれでよいと思ひますが、姫井委員の只今の修正のことは私は賛成したいと思ひます。この文章を読んで見ると、分らないところがその外にも第二項あたりにもあるようですが、やはり今の修正の方がはつきりするようですね。文章を讀むと「これに」というのは悪いと思ひます。

○委員長(原虎一君) そうすると、姫井委員のお説のように文章を變えらることにいたします。

いうことで御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(原虎一君) それでは第一はさう決定いたしました。

○竹下豐次君 この職業安定所の職員は全部公務員になるわけなんですか。最下級の者でも……公務員の取扱ひを受けない職員というものは一人もないのじやないですか。

○政府委員(上山顯君) ございませ

ん。全部公務員であります。

○委員長(原虎一君) それでは第一は先程姫井委員の言われたように文章を修正することにいたします。次は第二に移ります。

○岩間正男君 第一項の文章もちよつと了解に苦しむのですが、第二項の「本法中に労働安定所の名称なく、これが職業安定所の異名同種のものであることを了解し難い」というのは実に了解し難い文章であります。一体どういふ内容をいわんとするものであるか、少しこれはどうも我々として明確にする必要がある、こういうふうと思ひます。

○委員長(原虎一君) これは全部讀んで行きますればお分りになると思ひますが、前の方一行か二行だけ讀んで

はちよつと分り兼ねましようが、要は労働安定所というのがございませう。これは御承知のように、日傭労働者のみを対象とする職業安定所であります。職業安定法の中には「労働安定所」というものが一つも出ておりません。ところが、實際においては労働安定所といふものがありまして、日傭労働者を扱つておる。これについてどうも「労働安定所」というのでははつきりしない。「日傭職業安定所」の方がはつきり

するといふ意見がございまして、日傭職業安定所の名称も今後使うようにすることを希望しておるわけでありま

す。さうして日傭安定所の事務が性質上早朝出勤であるとか、夜間勤務が多額に上る現狀に鑑み、特にその職員の待遇改善に留意することということになつておるわけでありませう。今岩間君の言われるように、文章が可成りむずかしくなつておるかと思ひますから、これ又適當に御審議願つて……。

○小川久義君 初めの方は取つてもいいんぢやないですか。今労働安定所といふものはあるのですか。

○委員長(原虎一君) さうでござい

ます。

○小川久義君 それを「日傭職業安定所」と変える。さうして日傭職業安定所の事務は性質上早く出て遅く帰るから特に優遇しろ。さういふふうに行けば初めの方の了解に苦しむというふうなことは、端的に言わんとすることを先に言へば……。

○姫井伊介君 私はやっぱり日傭といふことは、何かその人にとつても、一つの誇りを持ち得ないといつたやうな感じを與えるのじやないか。日傭者とか、日傭労働者とか……やはり労働者と今日一般に使われているその方がいいのじやないかと思ひます。内容が一般に分つて来れば必ずしも日傭と説明しないでも、労働といつたら、さういふ方面の人たちだといふことが理解されるようになると思ひます。日傭といふのはちよつと何だか嫌な氣持がいたします。

○委員長(原虎一君) 他に御意見ござ

いませんか。先程岩間委員の言われま

ましてさういふやうな工合にして職業

ることにいたします。

提訴いたしておりますところは、問題

に提訴したところが、東京都の委員会

からしめること。

御意見の通りに、公務員法は通過した

井委員のお説のように文章を要する

い。「日備職業安定所」の方がはつきり

○委員長(原虎一君) 他に御意見ござ

いせんか。先程岩間委員の言われま
したような不明な点もございすが、
根本的にこの第二が必要か否かとい
う御意見が出て参りました。名称を要
する必要があるかないかという御意見
も出て参りましたので御討議を願いま
す。

○栗山夏夫君 只今の姫井委員の御説
は前にこの委員会でも相当論議いたした
ことなんですが、わざ／＼ここに附帯
決議案として出ましたところの理由は
結局職業安定法案の中にはつきり條文
に労働安定所という名称がどこにも謳
われていない。そうして事実各政府の
現業機関におきましてはこの名称を掲
げたところの役所が置かれておる。そ
ういたしますと、一体これは職業安定
所と同格のものであるか、或いは職業
安定所の中に作られておるものである
か、その点が非常に明確を欠き、法律
から考へても万人がよく了解し得ない
点が出て来るのぢやないかというので
飽くまでも職業安定所の枠内において
日備労働の業務に専念するものを労働
安定所というならば、端的にその内容
を現わすような名称を使つた方がよく
はないか。將來婦人職業の安定所がで
きるならば婦人職業安定所、こういう
工合にした方がいい。少年を援うなら
ば少年職業安定所、こういう工合に内
容を明らかにした方が國民も分り易い
し、法を運用する上においても便宜で
はないか、こういうような意見が出ま
して、政府の方においてもその意向を
大体了解が付きまして、こういうよう
な決議案が出たことと私は了解いたし
ております。従つて姫井委員が只今お
述べになつたことは、日備という文字
が好ましくない、こういうお話であり

ましてこういうような工合にして職業
安定所の中に置かれるところの特別な
機関を適当に表現するということにつ
いては御反対ではないのだ、こういう
工合に私は了解するわけでありませう。
○姫井伊介君 無論さうでありまして
私はただ名称の文字の上からさう言つ
たので、例えば第五十條、第五十一條
におきまして「職業紹介事業」とあ
つて、更に「労働者の募集又は労働者
供給事業」といつたようなことが書い
てあることから推して見まして「労働
安定所」と言つた方がいいじやないか。
さつきも申しましたように、私は日備
労働安定所に行きますと何か君
は何処に行けというようなことは、何
だかその人の誇りを傷つけるように考
えるので、私はやはり「労働安定所」
と言つた方がいいと思つたのでありま
す。「日備職業」と申しますと公共職
業安定所と又こんがらがつて来る關係
がありまして、従つて「労働安定
所」とし、従つてこの第二項におきま
しては「つと」の三行を除かして、
職業安定所の事務は性質上とだけ残
して行かれることを希望いたします。

○委員長(原虎一君) 審議中でありま
すが、只今通信大臣が見えまして、先
程ちよつと報告いたしましたように、
全通におきまして争議、いわゆる山猫争
議といわれましてその後の状態を報告願
うことにいたします。只今の附帯決議
の第二項審議は非常に時間を要するよ
うな感じがいたしますので、審議中で
ありますけれども、大臣は三時にGH
Qの方に行かなければならぬ用事がご
ざいますので、そういう關係で早く先
にいたしたいと思つたので、早速で
ございすが、通信大臣の報告を求あ

ることにいたします。

○國務大臣(三木武夫君) 先般東京
中央郵便局を中心として争議が発生し
たために通信機関が非常な混乱状態にな
つて、國民に御迷惑をかけております
ので、委員会の御要求もあり、この機
会に大体の今日までの経過を御報告申
上げたと思つたので、

御承知のように、全通は單一組合と
して今日まで統制ある行動を取つて参
つたのでありますが、過ぐる五月松江
に臨時全國大会を開きまして、さうし
て今後の要求、或いは今後の組合の要
求貫徹の方法論等について協議をいた
したわけでありませう。これがいろ／＼
な経緯を辿りまして、只今中労委の調
停に掛かつておるわけでありまして、
その要求は、簡便書で申述べて置く方
が便宜かと思つたので、一つには二千
四百カロリーの基礎としての最低賃金
制の確立。一つは電気通信事業の民主
的の一元化。一つは全従業員に住宅を興
築せよ。一つは全従業員に制服を支給せ
よ。一つには結婚資金を全従業員平均月
収六ヶ月分支給せよ。一つには大蔵省預
金部中通信省關係資金運用権を通信省
に移管し民主的に運用せよ。一つには
特定局制度撤廃を促進せよ。この上に
一月から六月の間に至る赤字補給の意
味で、生活補給金として月収の二ヶ月
分を支給せよ。もう一つは通勤のバス
でありませうが、通勤費を全額支給せよ。
こういう問題が中心になりまして、只
今中労委の調停に掛かつておるわけ
であります。又この大会で、今後の要求を
貫徹するためには、地域闘争をやろう。
各地域々々でこの要求貫徹の闘争をし
ようという態度を決めまして、この全
通本部の提訴と相前後して只今地域で

提訴いたしておりますところは、問題
が起つておる東京中央地協、大阪地協、

兵庫地協、京都地協、静岡郵便局支部、
青森地協、神奈川地協、宮城地協、こ
ういふ各地域々々に殆んど同じような
要求を中心として提訴をいたしておる
わけでありませう。只今問題の起りまし
た地域は東京中央地協といふものであ
りまして、これは丸の内と京橋を含ん
でおる地域にある通信関係の機関が作
つております團體で、約一万一千名の
組合員を擁しております。地域として
は必ずしも廣い地域でないのでありま
すが、この東京中央地協の中には中央
郵便局あり、中央電信局あり、中央電
話局あり、日本の通信機関の中核中
の中枢的役割をいたしておるわけであ
ります。各方面に行きます郵便物、或
いは電信電話等がこの東京の中央局を
中継いたしておるわけでありませう。こ
の機能が停止いたしますことは殆ん
ど日本の通信機能が麻痺状態になる重
大な役割を持つておる中央局がこの國
体にあるということが、事態を重大に
いたしておるわけでありませう。この東
京中央地協も全通本部の要求と同じよ
うな……一つだけ違ひます点は、全通
本部は月収二ヶ月分の赤字補給金を出
せといふのを、この東京中央地協は本
人三千円、家族千円と、金額を切つて
來ておるといふことが違ふ程度で、殆
んど本部の要求と同じような問題を掲
げて東京通信局と交渉いたしておた
のであります。各位が御覧下さいまし
ても、これはなかなか容易にこの全
部を受諾するといふことの困難な問題
ばかりでありますので、役所との間に
は、今申上げましたような項目が解決
ができず、これを東京都の労働委員会

に提訴したところが、東京都の委員会
といひましては、こういう給與の基
本的な問題に解れるというやうな問題
を、東京都だけでこれを解決するとい
うことができないという見解で、中央
にこれを移して参つたのでありませ
う。さうして、これが中央の方に掛か
つて、只今これは調停の手続中にある
わけでありませう。

ところが、その途中において、十月
の十六日と記憶いたしますが、調停委
員の方が私を総理官邸に訪ねられて、
これは全通本部の方と切離して調停案
を出すといふことはなかなか困難なの
で、相対時日がかかると思ふ。取敢え
ず千五百四程度の金を出す余地はない
でしようかといふ極めて非公式なお話
を受けたのであります。ところが御
承知のように、こういう千五百円とい
うやうな、一つの何と申しますか、生
活補給金を東京のやういふ極く限られ
た地域だけに出すというわけには参ら
ない。そこへ出せば、もう各地にこ
ういふ千五百円を出さなければなら
ない。又通信省ばかりでなしに、通信省
がそういたしますならば、これは全部
の官廳に波及いたします問題であり
ます。單にその小地域だけで千五百円
という問題の処理ができないことは、
これは無論分り切つたことでありま
す。又一方において、一つのやうい
う労働問題の処理として、地域闘争とい
うことを決めたにしても、一つの單一
組合が、その本部として要求書を出し
てそれが労働委員会に掛かつておると
きに、ば／＼に各地方から同じよう
な要求を出すといふことは、戦術とし
てはさういふことは考へられませう
が、一つの労働問題の処理としては、

これは単一組合として、一本に纏めて処理をするということが好ましいという見解を私自身は持つておるわけであります。そういうわけで千五百円という問題を、何とかして出す方法がないかという形でも、そういう形での問題が本質的に解決されるわけではないのであります。今千五百円を出すという事はできないが、とにかくそれに近い金を、すぐ出せる金がある。その金は御承知のように千六百円と八百円の差額が二百円あつて、それが三ヶ月分六百円があつたわけであります。それに地域的に考慮をするものですから東京地協では平均千円の金が皆さまの御協賛を得られると直前にありましたが、これは出すすぐ出せる金であります。この金で、金額は千五百円にならないにしても、これなら、今もうすぐ出せるのだ。出せる直前にあるから、一つこれを出しましょうという話で、お別れをしたわけであります。併し何かよく考えて下さいというようにわけ、改めて十月十八日に、やはりこれも別に千五百円を出すことはできんが、この千八百円の差額は、これはすぐに出す手続は取らなかつたこととで、又事実その当時に平均千円程度の金は出たわけですが、同じようなことを、私は二十日に中央労働委員会に参りまして、そうしてそういう回答をしたのであります。それに對して中央地協は非常に不満であつて、調停委員会の千五百円を出せというような勧告までも献つた。勧告案でも調停案でもなしに、極めて非公式なお話であつたのであります。それは勧告案とつてもよいのであります。とにかくそれは誠意がないというやうなことで、

その二十日から東京中央地協に大量な職場の離脱が始まつた。大体一番ひどいときには二〇%を少し下廻るというやうな状態になつて、多いときには普通の郵便物が三万通、小包が大きな袋が七千個、こういう停滯が起つたわけでありました。それで、こういう事態が全国的に發生するというやうな事になりましては、これは通信機関もその他の政府機関も、こういう困難な再建途上にあるときに、重要な公共的な機関がこういう形で麻痺するという事態は、これを看過するわけには行かないわけでありまして、政府は閣議の決定に基きまして、十月二十二日に、かくのごとき集團欠勤は不當なる争議行為である、組合側では、これはもう誰も申合せたのではない、組合も指令したのではない、皆が食えないから、自発的に誰が言ふとなく、こういうやうな状態になつたのだという事を言つておりました。併し職場大会も開いておりました。自発的と申しまして、そういう八割もの人たちが集團欠勤をする事態というものは、政府はこれを明らかに争議行為である、而もその争議行為は労働法にいうところの正当な争議行為ではなくして、不当なる争議行為である、これに對しては、或いはこれはすでにそういう政令が出ておりました。争議中の給料は支拂われないというところが、すでにこれは今度拵えたのではなく、前からあるわけでありまして、この適用は勿論、その他いろいろ手続はありますけれども、行政処分も考えれば、その他の單行法についての適用も考へて、これを嚴重に処断をする、こういう態度を明らかにしたわけ

であります。その後やはり同じやうな状態が、集團欠勤は政府の警告が出て以來次第に少くなりました。出席率はよくなつて参りましたが、今度は出勤はするけれども、非常に能率が上がらない、まあ意氣状態が十月の三十日ごろまで続きまして、從つて停滯をいたしております郵便物や小包なんかは、少しもはけて行かないという事態で、三十日までくらはやつて來たのであります。

そこで、政令にもあります通り、意業も一つの争議行為であつて、意業に對しても給料を支拂わないという建前を採つておるわけでありまして、この政府の警告は二十二日に出たのであります。二十三日に新聞に出て、二十三日一日の余裕を以て、二十五日からこの政府の警告を実施するということになりました。つまり二十五日から三十日に至るまでは争議中の期間であるというので、給料を支拂われないといふことを申渡したわけでありました。勿論その中には、そういう争議行為でなくして、或いは本當の病氣とか、或いは定期の休暇を取つたとか、そういうことで、個人々々にそういう証明のつく人は、これは無論拂戻すのであるけれども、併し月給を拂うときに、一直ぐ精算して渡すことができないものですから、それはあとで精算して拂ふこととして、先ず二十五日から三十日の間、而も今回の職場離脱の行われたのは普通課と小包課でありまして、他は平常通りやつて來たのであります。これに對して差引をいたしたのであります。ところが、それを不當な処置であるとして、そうして三十一日の日に東京中央郵便局長に向つて、それ

を取消せという要求をして参りました。十一月の一日に給料を拂うことになつておりましたから、その前日の三十一日にこういう交渉が始まりました。その間、局長を二百人くらいの者が取り巻いて、なか／＼食事もさせないというやうな、強硬な交渉を受けて、ために競賣新聞にも写真が出ておりました。局長は遂に失神状態に陥りました。只今静養をいたしておるわけでありました。が、局長が帰りました後、通信局の業務部長、それから労働課長、それから郵務課長といふものたちの面談を申込みまして、この人たちが十二時過ぎまで沢山人が取囲んで、なか／＼食事もさせてくれない、なか／＼そこを出ることを許さないというやうな、非常に強硬な、給料差引を撤回せよという交渉を受けて、そうして事態は非常な險惡な状態になりましたので、臨席しておりました丸の内警察署員が、不法監禁の疑いを以て二名を檢束いたしました。丸の内署に檢束をされて、無論翌日釈放はされましたけれども、只今事件は取調中になつております。

こういう経過を辿つて、その後は正常な能率と正常な服務に服してあります。本日の出勤状態も先ず平常通りといつてよろしいわけでありました。從つて現在郵便物の滞貨も、普通課が、前申ししたごとく三万五通ございましたのが、今日は百五十五万通になつております。それから小包も七千個ありましたが、現在は二千四百五十六個になつております。こういう状態が続けば、これは二三日のうちに処理できるものと考へております。大体の経過はこういう経過でございます。

○委員長(原虎一君) それでは今の報告について質問がありましたら質問を願います。

○堀井伊介君 今後の御処置にお見通しはどうですか。

○國務大臣(三木武夫君) 一方において各位の御協力を得たいと思つて、すが、一般に今日の給與体系の上で、特に通信従業員が給與が悪いとは考えられませんが、尤もいろいろ年齢が若い点、或いはあつた責任ある仕事を若い者がやつておるわけでありまして、そういう点でいろいろ給與の点におきまして今後改善をして行かなければならぬ点が多々あると思つてあります。併しながら今日の日本の國情はこういう困難な時でありまして、日本の客観的のいろいろな條件と睨み合せてできる限りの待遇を改善して行く途は講じて行かなければならぬ。この点につきましては、閣議等においても十分検討いたしておるのであります。一方においてできる限り、事情の許す限り待遇の改善を図つて、この苦しい生活の條件を緩和して行く、こういうことは一方においては是非取らなければならぬ点だと思つて、それと同時に併し、と申しまして、非常に苦しいからと申しまして、こういう國の重大な公共事業である通信機能が折角組合を作りながら、組合が一つの規律ある、統制ある行動を取るために労働組合といふものが組織をされておる、併しその組合が指令をしませんし、こちらは何も知らないというやうな形で、國民に對して重大な影響を及ぼす通信機関が麻痺状態になつたのであります。誰が責任者か、実は從つて責任者もないから統制も秩序もなく、こういう形

これは誠意がないというふうなことで、

る、こういう態度を明らかにしたわけ

日に東京中央郵便局長に向つて、それ

こういう経過でございます。

いから統制も秩序もなく、こういう形

でこの重大な國家に影響を與えるよう
な争議が行われたという事態は、今日
の社會通念から申しましても、これが
法律の保護を受けておる正當の争議で
あるというわけには我々は断定するこ
とはできないものでありまして、將來
の日本の労働組合を健全に育てます
意味からいっても、こういう無統制な
無秩序なことが、それが許されるとい
うことは、労働組合運動のために非常
に禍根を残す。従つて一方において
ば、これに對しましては只今調査をい
たしております。従つてこういう殊更
に混亂に陥れようとするような、そう
いう煽動者に対しては嚴重にこれは調
査の上で、いろいろ手續は要りますが
これは処分をいたしたい決意でありま
す。一方においては待遇改善に對して
國情の許す限りで最大限にこれを改
善して行く。こういう両面において事
態を拾ひたして行きたい。こういう
考であります。

○黒山夏夫君 今通信大臣からいろ
いろ事情をお聴きしまして、政府側の
考へておられること、採られた処置に
ついては大体明らかになつたわけであ
りますが、問題はこの日々深刻化して
行くところの生活、特に私は官吏労働
者諸君に非常な同情をしておるもので
あります。生活苦の中におさまして
大体こういう事件が持ち上つたことに
ついて、この火を消すに余りに急であ
つて、組合に對して相當厳しい手を政
府は考へ、すでに打たれておるのであ
ります。問題は假りにこの火が消えま
しても、根本的な問題が政府の手にお
いて十分に解決されなければ、又再び
第一、第三の事件が起ることは必須で
あります。今年の二月一日の未達成ス

ドライキの後、滿一年を経過しない中
に再びこういうような大きな労働争
が起きて來た。この根柢はやはり官吏
労働者諸君の生活苦の厳しさを端的に
表明しておるものと私は思うのであり
ます。仮りに現在案別別の平均賃金は
すでに國會において七月以來論議し盡
されておる。今更これについて何も申
す言葉を持たないものであります。結局
民間の労働者は案別別平均賃金の枠に
おさまして、企業が許すならば團體交
渉によつて待遇改善をやつて行く、こ
ういう政府の見解に基きまして、すで
に多數の民間労働者は千八百圓の枠を
越えて實質的の待遇改善を受けてお
る。然るに政府におきましては「國家
財政」云々、「國情の許す限り」、こ
ういふようなことを名目にされまして、
實質的に官吏労働者のみは千八百圓の
枠を超えるところではなくて、更に下
廻つておるのであります。これは政府
當局者の方々が一番よく知つておる実
情であらうと思つておられます。私は
「國情の許す限り」といふ限界であり
ますが、現在の國情の許す限りとい
うことは結局國家財政に直ちに繋が
つた問題でなければ解決の余地はない
と思つておられます。國家財政の今度
の追加予算案の組立て方を見ましても
千八百圓の維持をするために政府が國
民に大きな約束を派山されておられ
ます。そうしてその約束は殆んどどれ
もこれも効果を現わさない中に、更にそ
の根柢を崩すような大衆課税的な税金
或いは物價の引上げをどし／＼やつて
これで以て勤勞階級に生活の耐乏に堪
えろ、こういうことを言われても、こ
れは毎日當めておるところの生活の辛
酸から送るところの運動であるならば

これは決して抑えることはできない、
こころ配をする者であります。従つて
過日私は總理大臣にも税に關するこ
ろの質問書を出したしまして、政府
の所信を明らかにし、そして更に
れをよく研究をいたしまして、第二、
第三の質問をいたしたいと考えてお
ります。要するに政府はこの際今ま
でのい／＼な行き掛りを捨てまして
國家財政をもう少し根本的な立場にお
いて確立される必要があるじやなか
うか。即ち總理大臣が内閣をお作り
なりました劈頭において、力のある者
は力、智慧のある者は智慧、資力のある
者は資力を提供して日本の再建をし
ようではないか、こういう呼び掛けを
されたのであります。ところが現実に
おきまして私は最近も関西で聞いた話
であります。一部においては一尺祭
り、一貫祭りというところが盛んにい
れておる。新円を二尺積めば、或いは
新円が一貫に達すればお祭りをする。
そうして新円四角の山を積んで贅沢な暮
しをしておる階級が國民の、特に苦しい
國民の聲を聞いておることも御承知
の通りであります。この資力の偏在を
國の力を以て徹底的に建直さない限り
には、私は「國情の許す限り」と稱す
るところの官吏労働者の待遇改善は絶
對にでき得ない。でき得ないばかりで
なしに、千八百圓を固守せられ、そうし
てその固守の裏口からど／＼と新ら
しい物價の値上げ及び大衆課税によつ
て勤勞階級の生活を圧迫されて行くな
らば、いかに國家の力を以て官吏諸君
の労働規律の確立を力でおやりにな
らうと思つてもできなかつたと思つて
あります。私が心配することは今後の
労働情勢は誠に險惡であります。

恐らく今後労働攻勢がますます熾烈化
して來るのは民間労働者の手によるこ
となく、日本の二百五十萬の官吏労働
者の手によつて火蓋を切られる、こ
ういふことを私は心配しておるのであ
ります。これは官吏の待遇が今年の春頃
までは民間労働者とは歩調をとつて
來た、ところが現実におきましては誠
に甚だしい懸隔を生じております。こ
のような状態において、官價機構の民
主化も、官吏の公僕としての奉仕も私
は期待できないと思つて。現に私は過日
山口、九州方面から大阪、京都方面を勞
働委員として視察に参りましたが、或
る官吏のごときは、このままで千八百
圓を押付けられるならば、官吏は國民
の非難を浴びてもやはり悪いことをせ
ざるを得ないであらう、或いは意氣を
せざるを得ないであらうといふことを
全連の職員ではないのであります。地
方の自治團體の職員がはつきりと私に
そういうことを、而も相當に責任ある
人が私の耳に入れて來て呉れておるの
であります。過日も私は参議院におき
まして私の会派に屬する二十六歳の婦
人の人の泣き言を聞いてゐる。七百五
十圓の賃金である。そうして交通費が
約三百圓、弁当を持つにはどうしても
二百五十圓から三百圓かかる。あと、残
りが百何圓、これで、何のために國會に
來て働いてゐるのか、賃金だけを考へ
れば意味をなさない。こういうことを
言つて歎いてゐる。これは國會の或る
職員だけの極めて劣悪な賃金状況かと
思つて調べて見ましたところ、これ
は日本の官吏の大体の水準であるとい
ふことを聞かされて、尙更深く驚
いたのであります。現在民間労働者
におきましては、殆んど交通費のごと

きは会社が支弁しております。七百五
十圓の收入の中で三百圓も交通費をみ
ずから負担して、そして職場に挺身
するといふことは到底考えられないこ
とだと思つて。運賃の値上げをした
ものは政府みずからである。い／＼
な各般の状況を考へて見まして、この
際國情の許す限りと言われた大臣のお
言葉は、少くとも現在の官吏諸君が民
間の労働者諸君とは同様の生活感
を維持し得るところまでは是非とも引
上げる。そこまで廣い幅を以て「國情
の許す限り」を解釈して、そしてそ
のためにはあらゆる強力な措置を取ら
れ、而もこの措置を刻々と追つて來る
ところの、年末に迫つておりますこと
ろのこのインフレの過程においては、
一日を争うけわしい問題であります。
即刻に取上げられまして、一日も早く
労働不安を一掃せられんことを強くお
願いをする次第であります。

○岩間正男君 只今大臣の御説明の中
で、中央郵便局の労働の諸君からの一
つの要求に對してですね、中労委から
非公式に千五百圓出せ、出す見込があ
るかどうかという質問に對して、大体
差額の六百圓、これを東京において
約千圓ぐらゐらば出せるというこ
を返答せられておられますが、この返答
によつて果して労働者諸君が満足され
ると考へて返答されたかどうか。これ
は相當重要な問題だと私は思うのであ
ります。というのは大体政府が一方的
にこれは千八百圓にしろ、千八百圓べ
ースではとてもこれはやつて行けない
といふので、要求が新たに起つてお
るのだと思つてあります。それに対
して政府が一方的に出すことに殆んど決
定しており、而も過去に遡つて七八、

九と過去の当然出す金、いわば既得権みたいな金を出すということですね、こういうふうな返答を今労働生活苦の中に晒されているこの労働の諸君に對して、果して効果的な返答であるかどうかというのを私は非常に疑うのであります。むしろこのことが今度の世の中というところの、山猫争議なるものをむしろ増強しているところがあるように思ふのであります。この点について十分に一体確信を以て答へられたかどうかということをお伺いたのであります。

それから栗山君のお話にもあつたのでありますけれども、非常に問題は深刻化しておると思ふ。これはもう陽性的な労働争議の段階でなく、むしろ陰性的にこれが行われつつある。併しこれについては労働の無統一、不統制ということ指摘されておるのでありますけれども、そういう一面も考へられる面かも知れません。それより問題はむしろ、むしろ組合員一人々々の落ちておる生活の事情というものが実に深刻な段階に達しておるのだということを確認せざるを得ない現況であると思ふ。この点については詳しく栗山君から話がありましたので、私は省きますが今の話によりますという、これに對して政府はあらゆる手段を用いて、これに對する待遇の方法を講ずると言つておりますが、又これに對する相當嚴重な処置をするということをお言われ、私はこれは聞いたのであります。すでに衆議院の労働委員会において三木大臣はですね、若しそういうような争議が今後発生する場合には、公務員法を以て断乎としてこれを処置するということを言われたとい

うことを聞いております。そういうことがあります。そうだとすると再び私は、無論それはそういうふうな一つの拘束の下に服しておるのでありますから、そういうことをされるということとは一應考えられませうけれども、併し私の考えたいのは、今落ちておる労働大衆の実際の生活苦の状態をどうのようになんて上げて、これを親心を以て、そのところを實際手を打つて行くかというところにあると思ふ。單に威圧的方法で以てこの問題を処理しようとしたならば重大な局面に到達するのだというところを考へざるを得ない。そういう点で今までの政府のやり方でもありますが、そういう点において労働者の立場からすると親心でこれに接して行くということが重要段階ではあるまいかと思ふのであります。この二点について、もう少し通相の意見を聞きたいと思ふ。

○國務大臣(三木武夫) 最初の御質問は、千五百円の、そういう先方の申入れに對して、千円くらいなら出せるということとは、却つて先方を刺戟したのではないかとお話をありますが、そのときのお話も、千五百円を何らかの手で出せないだろうか、共済組合の金はないだろうか、いろ／＼非公式にこの際千五百円程度の金はないだろうかというお話であつたので、正式に調停案とか、或いは勧告案というふうな形でいいでなつたわけではないのであります。とにかく私の考えでは、そういう形で一方において基本的な問題で提議をして、全連の本部から提議をされて、それが手続中で、恐らく近いうちに調停案も出るという時期になつておるのですから、そういう部分的に

根本的な問題を切離して、部分々々で地方別に、東京だけ切離し、神奈川だけ切離す、こういう形で処理ができていない。それで若し單一組合として全連本部の方から提議もしないようなときならば、ともかくとして、自分たちの属しておる單一組合の本部が基本的な問題を全部掲げて提議をして、それが手続進行中でありますから、問題はそれのときに解決をせないと、部分々々で地方別に解決するということは極めて困難であります。この際はそれは當然の権利ではあるが、従業員諸君がそれはもう千八百円の差額は當然に受取る金だと言われるかも知れませんが、とにかくその金は金には違ひないのだから生活資金になる、これで一つ、この場合は、當然の権利というふうな、そういうことではない、とにかく千円近頃の金が出るのだ、これで一つ生活の資金にして貰いたい、こういう生活の資金に對して、その話が却つて刺戟をしておるとは私は考へないのであります。政府は本當の肚を割つてそういう話をしたわけでありませう。

もう一つのお尋ねの、私が衆議院の労働委員会、公務員法を適用して処断をするという話をしたのが事実かどうかというのでありますが、御承知のように、通信とか鉄道とかの現業員は公務員法の中に除外をされておる。従つて公務員法の正面から適用を受けない。従つてそういうことを私が申し上げるわけはないのであります。ただ今御指摘になりましたように、この全官全官と申しますか、政府の職員の人たちが、國家財政の面から予算という点で制約を受けて、従つてその給與というものが非常に他の民衆に比べて、相

な差がある。勿論新聞等に出るのは、争議等によつて非常に高い賃金を獲得した例もあるが、民間企業においては千八百円にも達してない企業も相當にある。給料すらも支拂えない企業もあるわけでありませう。必ずしも全部の民間企業が、三千円になつた、三千五百円になつた、四千円になつたというふうな状態にはなつていないのであります。併し確かに民間企業は、その企業の成績、能率等によつて給料が上つておるのに比べて、政府の職員は予算等に縛られる点があつて、生活の實際が非常に苦しいものである。こういうことは無論何人といへどもこれは分ることでありまして、これに對しましては、今いろ／＼の御意見がありました。政府もこれに對しては眞剣に検討を加えておる。政府の態度は近くこれを發表いたします機会があると思ひますが、これに對して各方面から検討して、できる限りこの生活を改善して行きたいということ、根本的に検討いたしておる。この生活の苦しい状態に目を凝らして、單にいろ／＼取締りだけを強化して行くというのではないのであります。併しながら、だからといってこういう公共的な事業の職場が麻痺状態になり、事態が苦しいのだから、これは當然だといふふうには考へるわけには行かない。それは関係性は持つておりますけれども、一應やはり職場の規律は守つて行かなければ公共の福祉は守り得ない。こういう考へ方であつて、一方においてはそういう点を徹底的に検討して行くと同時に、一方においては殊更に事態を混乱さすやうにして、そういう職場の秩序を混乱さすために煽動するやうな者に対しては、これは断乎処断をせざるを得ないと思ひます。

○委員長(原虎一) 大臣の答弁が概ね御断りしたように、三時十五分を過ぎておりますので、後に労働局長と政務次官が残つておりますから、それでよろしくございませう。それで大臣御出席御苦勞でございませう。

○小川久義君 只今三木大臣の考へ方僕も同感であります。なぜでありますかという、農業に携わつておる者も労働者でありまして、この農業労働に従事しておる者は、米價におきましては二千三百円、全國的の調査生産量を基準にした價格二千三百円を要求した。然るに現内閣は千七百円で打切つた。而も今年の割当には、地方におきましてはもう農家の背負い切れぬ割当である。かような時期におきまして、政府の仕事をしておる職員であるからというて、やんちゃを巻いて郵便物の取扱ひもしない。それが國民に迷惑を掛けておる。國民に迷惑を掛けて、やんちゃを巻く者は給料が上るといふ現状においては、農民も堪へ忍ばれない氣持になつて来ます。この供出の時期であり供米の最中であるこの時期に先程大臣のおつしやつたやうな手はぜひ打つて頂きたい。そうしなければ、一方同じ働く、農業労働に従事しているこの労働者の面では納まらんものが出て来る。従つてこの食糧危機に輪をかけてやうな事態が発生する、かやうに考へますので、一方では情を以て生活の安定をするやうにお考へ願ひたいが、間違つた者に対しては嚴罰を以て臨んで頂きたい。この点を特にお願い

臨んで頂きたい。この点を特にお願い

以上法律の言葉と一致しないので
やはり同じことですね。実際は分り
えすればそれでいいのではないかと思
います。

○山田良夫君 何故かういうようなことになつたかと申しますと、婦人だけに専ら扱う所をどういう名前にされるか、ということを政府に質問したのですが、その時に政府の方は、そういうものは婦人職業安定所というような名前に將

來なるでしよう。少年だけ扱うときには少年職業安定所というような名前になるでしよう。こういうような回答であつた。それならば、それはその安定所の行いまする仕事の内容を明らかにするのだから、労働安定所もやはり歩調を揃えてそういう工合にしたらよくはないか。こんなようなことでなかつたかと私は記憶いたしております。

○竹下豊次君　今のお話によりますと、この案に書いておきます「本法中」云々ということとは話が合わなくなつて來ますね。法律語でないからということとをここに書いてあるということか、今の御説明と合わなくなつて來ますね。

○荒井八郎君　私はこれは附帯決議です。すから、名称の使い方は分ればよいんじゃないかと思うのです。ですからこれでよいんじゃないでしょうか。そういうふうには私は考えらるのですが、附帯決議として政府に要求するんですから

○竹下豐次君 私は同じようなことを申しますけれども、形は栗山さんのお話のように婦人職業安定所が必要でそれができる場合には、婦人職業安定所或いは婦人労働安定所という看板を掲げるようにしてそれが分りさえすればよいんですから、こういう問題を取上げて附帯決議とする價值はないのじやないか。法律用語云々という点につき

ましては、先程申しました通りに私は考えております。勿論あれも必要ないのじやなかろうかという考えを持つておるわけなんであります。

から殊更に法律にない名称を、日僱職
業安定所なり、労働安定所という名前
を並べて……。もう一つはこの職業安
定所ですが、そんなに人が要る筈がな
い。一つの職業安定所の中に或る程度
係官がおりますとすれば結構間に合うと

思うんです。殊更に日儲安定所を作り
少年の安定所を別に作る、或いは婦人
の安定所を作るとかいうことは要らな
いんじゃないかと思いますが……。

○栗山良夫君　今の小川委員の御発言
は、私これまで委員会が随分長く、こ
の問題なんかを論議をいたして來たと

きに全部論議し盡しておることでありまして、速記録を御覧になりますと全

中に含めて待遇しろ、こういうことになつてゐるようでありますが、先程小川さんからお話がありましたように、参議院の附帯決議としてそれは余りに立ち入り過ぎてゐる嫌いがあるので、ないか。これは氣持の問題であります

が、そういう感じがいたします。

○委員長(原虎一君) 念のために申し上げますが、要するに現実に労働安定所というものがあつて、これは職業安定所の名前に係つたもので、実質は日傭労働者を扱つていふといふような場合に、この法案の中には大臣の権限によ

つてそういうふうに分け得るということ
とがよいか悪いかという論を決議へ持

つて来たのでありますから、今竹下委員の言われたような、この案文から行きますと、そういう点の何といひますか、必要がないという点が現われて來ることが思われるのであります。ただ根本に廻りますと、現実のものが案文に現れないということに問題がある

に全文に互つて抜粋してもらつてとを委員長に一任しようじやありませんか。大凡の意思が分つてゐるのぢやう皆さん……。

○岩間正男君 修正案を提出したいと思ひますが……。

混雜を避けるために労働安定所は今後日傭職業安定所なる名称を使用すること。以下同文。

○堀井伊介君 第一條の公共職業安定所その他の職業安定機関、これはどういふものを含みますのか。ちよつとお尋ねします。

○政府委員(上山顯君) これは労働省に
あります職業安定所、それから各府

縣廳内にございます職業安定課というものが大体ございます。

○姫井伊君に今の労働安定所というのは公共職業安定所が含まれるのでありますね。

○政府委員(上山顯君) さようでございます。それでこれは申上ずる必要もありません。

ないかと存じますが、法律上の名前としまして、公共安定所というだけがあるのであります、その中に通称労働安定所と申しますか、そういうものも

含まれて来るわけであります。

○**澤山眞夫君** これは非常に小つぽけな問題といふことは小川さんのおつしやつた通りであります。併し法律を現場で読む場合に混乱しやしないかということを老練で考えたわけなので、こゝには省略して置きます。

やしないか。これが一番最初言われた元だつたと思うのです。それでも少し敷衍しまして、過日私共九州へ参りましたときに、若松の安定所だつたと思ひますが、労働安定所というものはどういふ法律でできておるかということとを尋ねたときに、第一條の公共職業安定所というものと労働安定所というものは全然別個なものだということにやはり現地の係が解釈し、その他の職業安定機関だ、こういう工合に考へております。だから今の上山局長のいわれたことは全然違ふのです。

○小川久義君 それは政府の指示した安定所じやないのですか。公共労働安定所という名前を使つて、それも一つの機関ができておるといふことは政府の指示じやないのですか。若松なんかにあつたといふのは……

○小川久義君 政府の指示です。○小川久義君 そうすると、局長の今の御答弁と食い違ふ……

○栗山寛夫君 局長は労働安定所といふのは職業安定所の中の一部門だ。こゝういふふうに言われたのに対して、現地の方ではそう取つていない。

○小川久義君 政府自身が間違ひを犯すにすれば、附帯決議は要らないのでしよう。

○栗山寛夫君 そう簡単には行かない。○委員長(原虎一君) 速記を止めて懇談に入ります。

した結果、大体第二は削除することにいたしましたと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(原虎一君) それでは第三に移ります。これは栗山委員から御説明を願ひたいと思ひます。

○栗山寛夫君 この問題は第二項の今の労働安定所の中で、勤務の性質上特別な待遇改善をやつて貰ひたいということが書かれてありますが、そういうことも勿論含むのでありますが、さういふことも私共今度九州へ行つて体験したの斜坑を下つて切羽の所まで参つたのであります。あの第一線に働いておる炭鉱夫の労働といふものは金銭では私は償ひ付けられない程重要なものだ、生命の危険もあるし、ガスの危険、非衛生の危険、非常に大きな重労働であります。さういふ場合、或いは日鉄のあの溶鉄爐の硫黄の蒸氣の中で、私共はその側まで行けなくしやみが出て近寄れなかつたのであります。さういふ所で殆んどなれつになつて働いておる。体が相当免疫になつておるのでも、短くなつておるようなことも思ひやられるのであります。さういふような場合、或いは電氣の鉄塔、或いは電柱に上つて高圧の電氣に始終觸れながら仕事をしておるような危険な作業、こゝういふところに若し一般の労働と同じような待遇條件で与へるとすれば、ならば、職業選択の自由から、これは現在も起りつつありますが、職業危機が起きて来る。

○委員長退席、理事堀末治君委員長長席に着く

○委員長(原虎一君) それでは第三に移ります。これは栗山委員から御説明を願ひたいと思ひます。

さうして個人においては自由でありませうけれども、國家全体として産業を綜合して考えた場合には、さういふ人が全労働者の占める割合からいへば極く僅かなパーセントでありまして、それがなないために産業がうまく回轉しない、こゝういふことが起る虞れがありま

すので、今後職業選択の自由を大きく取上げると同時に、さういふ特殊の労働に従事する労働者に対しては政府の処遇措置、或いは求人者に対してさういふことを附帯條件として是非挿入して頂きたいというのが私の意見であります。

○堀井伊介君 これに賛成ですが、やはり字句の問題ですが、私は職業選択の自由によつて、今後は危険又は非衛生の甚だしきものといふことを入れなければ、ただ「危険その他」では表現の意味が足りない、非常に危い。又「非常に非衛生の甚だしきものその他」これに類する職業を忌避し、これがたゞ「総合産業」「総合産業」といふと、総合産業とは何ぞやといふ誤解が起きやしないか、だから総合は入れないで、ただ「産業の興隆に支障を招く虞れがある」とし、「従つてこの職業選択」といふのを、初めには危険で成るだけ避けようとしておる、これを好んで選択するという意味にも取れますから、「従つてこの種の職業に就く者に対し」と軽く言つた方がいいのじやないか。「選択」と言わないで、「就く者に対し政府はおのずから、みずからかおのずから知りませんが、これも要らないのじやないか、特別の優遇」といふとちよつと誤解を生ずるから、「処遇措置を採り」といふふうに字句の修正をして貰つた方がいと思ひます。

○理事(堀末治君) いかがですか、これに御意見は……

○堀井伊介君 それから「求人者」がよいですか、「事業主」がよいですか。これには「求人者」と書いてあります。が、求人者ではおかしいですね、求人だからまだ雇傭関係が生じていない、「事業主」としたら……

○竹下豊次君 ちよつと立案者にお伺ひいたします。「危険な職業」それから「非衛生的な職業」といふものに關する規定は労働基準法ですか、今度決められておるわけですね、その方で保護はできておるわけですか。

○堀井伊介君 その外に特別の優遇措置を採れ、こゝういふことがこゝにあるわけですね。これはどういふことになりますか。

○理事堀末治君退席、委員長着席

○竹下豊次君 實際危険な場所、非衛生的な場所における仕事に従事しておる者に対しては、その工場、作業場において事実比較的他より優遇するのでなければいけないから、多少とも現在においても優遇されておると思ひますが、その外に政府に何を希望するのか、さういふ法律でも作れといふのか、それはどうなんですか。具体的に一つ例を示して承つたらと思ひます。漠然たる觀念からいへば大変いいように見えますが、具体的に立入つて考へて見ればちよつと考へ付かない。

○栗山寛夫君 今の場合は賃金のようなのは大体基準法によりまして一定の枠ができておる。ところが、こゝういふような特殊労働に就く人は、賃金の問題は勿論重要でありますけれども、そ

の他に作業用のいろ／＼な福利施設或いは精神的な福利施設、さういふものが特別に課せられないと、安心して職業に就けない。例えば現在非常に困つておるものは、重労働者の「第一線」で働いておる人たちの作業衣などがさういふような作業用の副資材が一般工員と同じやうに配給されておる、そして各事業場では止むを得ませんから一般工員に同一に配給されておるものの中から特別に厚くそこへ分ける、こゝういふようなやり方を取つておる。さういふところに、もうすでに國家と對して特別な観点から労働を保護しようといふような考へ方が、基準法の精神を勿論百％活かせばさういふところで行つていかなければならぬ、これをこゝういふ新らしい立法で、これは人を儲け入れるときのあれですから、その時からスタートして、その附帯決議で一應明らかにして置きたい、こゝういふ氣持であります。

○竹下豊次君 私お尋ねした所以といふのは、労働基準法をしつかり運用して行けばこゝういふことは注文するまでもないことじやないか、こゝういふ氣持で実はお尋ねしたわけでありました。

○委員長(原虎一君) これは修正でやつて行つておるわけですか。

○委員長(原虎一君) 速記を止めて懇談に入ります。

○委員長(原虎一君) 別は御意見ございせんか。

ないか、「全然別個にし」というのでは……。

○委員(原虎一君) 三十五條、三十六條になりすね。そういたしまして別に御意見ありませんか。第六はよろしいですか。

○委員(原虎一君) 決定いたしました。第七に移ります。よろしいでございますか。それでは決定いたします。次に第八に移ります。

○委員(原虎一君) 以上第二を削除いたしました。合計七項目採択いたしましたことにいたします。

○委員(原虎一君) 以上第二を削除いたしました。合計七項目採択いたしましたことにいたします。

○委員(原虎一君) 速記を止めて。(速記中止)

○委員(原虎一君) 速記開始。

○委員(原虎一君) 速記開始。

○委員(原虎一君) 速記開始。

○委員(原虎一君) 速記開始。

て山口市にございすところの労働基準局、労働基準監督署、それから山口県の子職業補導所、山口県の公共職業安定所、山口県の労働事務所、更に当日丁度調停委員会が開かれておりまして山口地方労働委員会をも傍聴する機会を得ました。

この山口県の労働関係の調査の中で特に私共注目いたしましたのは現在三大立法がございまして、そうして現地におきましてはそれ、熱心に行政の処理に当られておられますが、山口県なども、過日本委員会指摘せられたように、その熱心は熱心といいたしまして、これに伴う裏付けである予算が極めて貧弱でありまして、機構が十分に運営されていまいというところが特に基だしいようございまして、一例を申し上げますと、労働課の部屋の中に、労働課も、それから労働事務所も、基準局も監督署も一緒に入つておる。そうしてどこからどこまでがどの局であるか、なか／＼はつきり分らないというやうな難然たる有様でありました。山口市にある基準監督署を見ましてもまだ整理半ばでありまして、気が散つて仕事に手が付かないというやうな状態にあるやうであります。ただ所員の人々は極めて熱心に仕事に當つておられます。

超えて二十五日に、福岡の縣廳へ参りまして、民生部長、それから職業課長、労働課長、並びに地方労働委員会の事務局長の方々と、山口縣におけると同様に労働問題について懇談をいたしました。それから福岡市内に参りますところの基準局、職業安定所、基準監督署、公共労働安定所、自動車技工補導所、傘の工作補導所、こういうところを具さに見学調査いたしました。福岡縣のこの機構の整備は山口縣よりは数等進んでおりまして、人的におきましても、或いは建物の設備におきましても、先ず現在の段階においてで得るだけの最大の効果をあげておられるのじやないか、こういう工合に見て参りました。併し何うところによりまして、予算が非常に少いために、やはり労働基準法に例を取りましても、これを周知徹底せしめるといふことだけでもなか／＼思ひ半ばにすぎず、十分末端まで啓蒙活動がなされていまいやうな状況でございまして。

更に十月二十六日には、いよいよ現地の方の視察に参りまして、先ず第一に、三菱化成の黒崎工場を見学いたしました。この工場はコークス、それから有機、無機の薬品を製造している化学工場であるわけでありまして、ここで具さに現在日本に残されておる化学工場の代表的なものを視察することを得たわけでありまして、それから八幡市に参りますところの各行政の現地機関を視察いたしました。次に日鉄の八幡製鉄所を視察いたしました。この八幡製鉄所におきましては、たまた／＼現在製鉄過程におきまして、たまた／＼意見の交換をいたしました。それ、意見の交換をいたしましたわけでありまして。

日鉄におきましては、現在日産五百五十トンの鋼材ができるやうでございまして、電力の強度の制限のために三百トンよりできていない。そうして而も圧延は殆んどなされていらない。こういう状態でありまして、一旦鋼塊ができても、それはそのまま冷されてしまつておる。こういうやうな悲惨な状態でありました。ただここに自家発電の設備として四万キロワットの発電所があるものであります。これが何ら手を打たれてなくて、運轉に入つていないという事は、今後の電氣の危機突破の上から見ましても、相當に注意をする事柄ではないかと考えております。

それから二十七日の日には若松へ参りまして、あの北九州の炭鉱を一手に處理しておりますところの若松の港湾労働の状況を視察いたしました。戦災で受けておる被害は殆んどございせん。丁度日鉄の八幡製鉄所が、略に聞くのと違ひまして戦災は殆んど受けておりません。これと同様に北九州の重工業地帯は戦災の影響はないのであります。若松のあの立派な石炭港も殆んど無損でありました。ただ炭港作業がうまく行われていないために、多数の船舶が出入し得ないという難点があるやうでございまして。あすこの港湾関係者は口を揃へまして、國費で以てあの港湾の拡張補修を是非ともやつて貰いたい、こういうことを國會で取上げて貰いたいということを懇願しておられました。

それから若松におきまして、この、やはり労働行政の現地機関を視察いたしました。午後直方の三菱の新入炭鉱を視察いたしました。この新入炭鉱は非常に優秀な炭鉱でありまして、丁度九月も一万五千トンの割当に對しまして一万九千トンの出炭をいたしました。丁度四十八%の好成績を挙げまして、丁度福岡地方商工局の表彰式を終えて歸つて来たところに私共が参つたわけでありまして。ここでは割当二千二百トンを下りまして、更に八百メートルばかり奥へ進みまして、実際に炭鉱労働

れることが、果して保護の目的に適つておるか。或いはもう少し働かして収入を多くして、生活をよくすることが却つて保護の目的に適つておるか。こゝまで来ておるようでございます。それでこの労働基準法の第三十二條の第二項の但書適用の必要に迫られておるようであります。労働基準法では、一日に八時間労働で、一週に四十八時間というところになっておりますが、但し四週間内の平均で一週間に四十八時間を越えない限りにおいては、一日八時間労働を超過してもよいし、又一週間に四十八時間超過してもよいという但書がありますので、あれの適用に迫られておるようであります。

それから特に注意しなければならぬことは、折角婦人を保護するためにいろいろの時間の調節をしていくてあるようでありまけれども、かくのごとき状態では、婦人を雇つたのでは非常に不利なので、男子のために職場を奪われようとしておる現状でございます。生理休暇などは、重労働の場合は別であります。その名の示すごとく生理的現象でありまして、病氣でないのではありませんから、この日本が生産力を旺盛にして経済復興を急がなければならぬ時期においては、再考慮の必要があると感じました。

それからその次、安定局関係のことを一通り申し上げます。つい最近までは求人者の数が求職者の数を上廻つておるようでございますが、最近はややこれが伯仲し、殊に大阪府のごときは求職者の数が幾らか上廻つて来ておるようであります。これは闇の取締りが厳重なために、将来の見通しがつかない安定した職業に就きたいという意向がある

のと、もう一つは、求人側におきまして、資材難と資金難と、それから電休などの関係で、足踏みの状態にあるからだそうでございます。併し全般的に見まして、潜在失業者も合せた人員を比較いたしますと、安定所の戸を叩いて職を求めに来るのは一割で、これはいつか私が申し上げましたように、将来の労働安定所は、来るお客様だけを相手にしておるのではなく、積極的に国民の経済生活の実情を調査いたしまして、まじめに働いて生活の立つていけないような家庭に対しては、積極的に必要な職を與えるというふうなことで、出て行かなければならぬのではないかと思います。併しそうして縛つてみても、収入が生活を支えることになければ、結局元の木阿彌でございますので、どうして早く経済復興を急いで、収入で生活が立つようになり、実質賃金を上げることが急がなければならぬと存じます。

その次、これは特に御注意いたしたいと思ひますことは、家族手当がありますために、三十五歳以上の中年で係累者の多い人が、非常に就職難をいたしておることでございます。それにつきまして考えてみますことは、将来は家族手当というものは、これは雇主の負担にすることは止めた方がよいと考えました。そうして子供のいない家庭は、日本の経済復興に対して協力しておる点が少ないのでありますから、子なし税というふうな露骨な名前ではなく、何か婉曲な名前で税を取立てて、それで子供が多い家庭の生活を援助するようにして、個人を雇いますときは、この子供のある人もない人も同様に、一人として雇い入れるの でなければ、子供の多い人は浮ぶ額がないと感じました。

それから住宅難で失業者が二重の負担を被つております。住宅があつて通勤するのであれば雇い入れるけれども、住み込みはいけないというところが非常に多いでございます。特に私は寺の開放とか、料飲業者の貸座敷というものを労働者の共同宿舎に明け渡して貰いたいというのが一つ。それから今の日本の住宅の統制が、これはいけないのじゃないかと存するのでございます。これは資材を持つておる人でも建てられない。罹災者を優先的ということになつておりました。資材を持つておる人でも供出せなければならぬことになつておられますが、人情としてなかなか供出したしませんから、資材を持つておる人にはどん／＼建てさせる。そうして新しく建つた家の使用に當つては、それは十分政府が監督して、住宅を優先的に、こういうことにいたしますならば、資材を持つておる人が家を建ててそれに住むならば、今まで住んでおる建物が空ののでありますから、そういう状態にすればどん／＼家が立ち並んで行くと思ひます。これほど全国的に焼けただけでありますから、相当家が立ち並びつあるのが目撃されるのでなければならぬのに、汽車の中から見ても、どこにもなか／＼建てておるところが少ないので、住宅の問題は急がなければならぬと思ひました。

それから火力発電所の問題であります。御承知の通り最近電力飢饉で、これが痛になりまして、日本の傾斜生産が浅瀬へ乗り上げて、三割か五割くらいしか基本産業が行われていないやうな実情であります。それで特に火力発電所をよく調査いたしましたところ

ここは戦争中以來労働者が非常に虐待を受けておりました。労働加配米もC級だそうでございます。この問題は急いで採り上げなければならぬのと、これは統制がうまく行つていないために、民間の会社と比べて給料が少い。それと電力というものは、他の会社と違つて、田舎に持つて行つて物交できないやうな品物ではありませぬので、現物資給ということがない。そういうものを加えて、非常に火力発電所には就職者が少いので、人員が不足だそうでございます。いろいろ問題はありますが、けれども、特に労働関係からみましてこの点を改良いたしまして、火力発電所の就職者を多くして、早く火力発電の改良をいたさなければならぬと感じました。この話によりまして、日本の汽車などは、石炭が非常に不経済に焚かれておりますから、あの石炭を火力発電所へ持つて行つて電力化すれば、五分の一の石炭で間に合ふやうでございます。これは非常に私は耳寄りなニュースであると思つて聞いて参りました。腐朽老廃されておる発電所も復興いたしまして、こういうふうにするればよいと感じました。

その次、同じように紡績会社が非常に人員が拂底いたしております。これも待遇が悪いのであります。輸出貿易を控えておりますので、この給料も上げなければならぬと存じます。それから全体を通じて、非常に主人が生活難でありますので、婦人で内職を求めておる人が多くございます。内職はあるのでありますけれども、このごろ盗難とか火難の虞れがありまので、来てくれたならば職を與えるけれども、持つて帰るのは困ると一様に

いわれておる。早速婦人が困りますのは足手まといの子供の処置でありますので、是非公の手でところ／＼に托児所を設けなければならぬのと、一つは配給機構が非常に混亂いたしておりますので、一家の主婦は一日中、家に待機の姿勢を取つておらなければならぬやうな状態でありまして、こういうことは改良いたしまして、外へ働きに出られるやうにしてやらなければならぬと存じます。同時に防犯のこともござります。それから輸出向の家庭工業のことがちよつと話に出ましたが非常に歓迎されて、貿易廳の長官が引受けてくれたのだから、いえますればこちらへも廻してくれというやうな話がありました。

それから、補導所でもあります。一二申上げますと、名古屋の自動車修理工の補導所は非常に成功しております。これは本人としても経営者としても意外なことであるやうでございます。最近自動車の修理は非常に代金が高い。そうして需要者も多うござりますので、これは予算がないけれども、もう少し予算を殖やして貰つて拡張したいという意向であります。

それから大阪の傷痍軍人相手の職業補導所、これについてちよつと感じたことは、傷痍軍人は一度病院を退院してから職業習いに六ヶ月ばかり通るのでありますけれども、その間の経費がないために、一週間くらいは他に働いてその金を持つて行つて職業を習つておるといふやうな実情であります。傷痍軍人はお國の誤つた政策の犠牲になつた人でありま。然るに一時金も恩給も貰えない今日の状態でありまので、せめて一生の生活を支えるに足る

二

だけの職業を興えるときだけでも、國家が補助して上げて貰いたいと痛切に感じました。

それから労政局関係のことでちよつと。このごろ全国的に工場閉鎖ということが行われております。その理由は資材難とか資金難のためというのが口実であつて、その事實は、永年勤続して

そうして家族を持つておる人は給料が高いので、採算がとれないので一應首にして、若い安い給料のひと首のすげ替へをしたいというのが趣旨のようであり

ます。これに対して労働委員会ではもう少し進んで、資材難とか或いは資金難のところまでも監督して、こ

う口実を興えないように、労働者を保護しなければならぬと痛切に感じました。

それから官公吏の千八百円ベースの問題は出ましたけれども、これは全國的な問題でありますので、いづれ機会を新らたにして、皆様と御一緒に協議いたしたいと存じます。

それから工場視察で特に感じますことは、將來の工場に対してはもう少し科学を導入いたしまして、勤労者を必要以上に苦しめないことであると存じ

ました。一二の例を挙げますならばガラス工場において、非常に高熱作業に従事しておりますので、相当朝晩冷える

このころでも、眞つ裸で汗だら／＼でありますので、夏の労働の苦しさはどんなであらうと痛切に感じました。

ガラスを熔かす焔炉の中の高熱は必要であります、その工場内の温度をあれほど高くなくとも、何とか改良の余地があるだろうと考えました。

それから火力発電所では石炭を粉末にしておるのが盛んに飛散しまして、

眞黒な顔になりました、呼吸器を害するようであります、ああいうものも工場内に飛散させないような設備はもうそろ／＼できていいのではないかと知らんと考えます。ガラス工場の中でガラスを割る大きな音なども防音設備もできるだろうと思ひます。

それから一般の労働者の状態を調べておる間に私立寄つていろ／＼生活の実情を聞いて見ましたけれども、非常に賃金が安くてとても食つて行けない。何を食つて食へてゐるか、いろ／＼聞きました、皆それ／＼立場々々であらゆる方法で違反行為をして生活を

しているようでありましたが、將來は眞面目に働いていたならば別に悪いことをしなくとも暮らして行けるように、日本の政治を根本的に改革しなければならぬと痛切に感じたこととござい

ます。詳しいことをもつと申し上げようございますが、大変遅くなつておりますので、いづれ又改めて申上げることになります。(拍手)

○委員長(原虎一君) それでは本日はこれで散会いたしまして、次回は金曜日の午前十時に開会いたします。どうも遅くまで御苦勞様でした。本日はこれで散会いたします。

午後四時四十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 原 虎一君
理事 堀 末治君
委員 小川 久義君
栗山 良夫君
天田 勝正君
山田 節男君

荒井 八郎君
木下 盛雄君
植竹 春彦君
紅露 みつ君
深川 タメ君
竹下 豊次君
堀井 伊介君
堀井 眞六郎君
松井 道夫君
岩間 正男君
三木 武夫君

國務大臣
逓信大臣
政府委員
労働事務員(職業安定局長)
逓信事務員(労働局長)
浦島喜久衛君

十月二十日本委員会に左の事件を付託された。
一、労働者教育充実に關する陳情(第四百四十五号)

(陳第四百四十五号) 昭和二十二年九月二十九日受理
労働者教育充実に關する陳情
福岡縣議會議長 稻島登

日本経済再建の鍵は労働の創意と力に
よることは衆人の認むところにも拘わらず、本縣の如き大労働縣、大生産縣に労働者教育の經費と施設が極めて僅少であるから早急に労働者教育の施設に付き対処されたいとの陳情。

十月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、積雪寒冷地越冬手当即時支給並びに越冬衣具特別配給に關する請願(第四百五号)

一、税務職員の特遇改善に關する請願(第四百二十一号)
(請第四百五号) 昭和二十二年十月十五日受理
積雪寒冷地越冬手当即時支給並びに越冬衣具特別配給に關する請願
請願者 新潟市東仲通一丁目 市村政一外五名

紹介議員 羽生 三七君外十二名
北信地区五縣が特殊の地勢と氣候を有し殊に冬季四ヶ月間、厳しい寒氣と丈余の積雪にとざされ、衣食住に対する脅威と出費に悩まされてゐるので、一、積雪寒冷地越冬手当、金二千円を本人、千円を家族一人等に即時支給し二、寒冷地用防寒衣具、靴類及び履物類の特別配給を即時実施されたいとの請願。

(請第四百二十一号) 昭和二十二年十月十八日受理
税務職員の特遇改善に關する請願
請願者 清水市江尻錦町一清水税務署内 竹田寛治外二百三十名(外十四件)

紹介議員 川上 嘉君外三名
税務職員は、新日本再建の礎たる健全財政堅持の要件である租税納入確保のためあらゆる悪條件を克服して、公僕たる責任を果しつつあるが、税務職員の特遇は他官廳員に比し二三級低位にあり、インフレーションの現在生活苦にあえいでおる状態であるから、最低生活の確保のため請願書記載の特遇改善を實行されたいとの請願。

一、積雪寒冷地越冬手当即時支給並びに越冬衣具特別配給に關する請願(第四百五号)

昭和二十三年三月二十九日印刷

昭和二十三年三月三十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局